

令和 5 年度調査 「適正な工期設定等による働き方 改革の推進に関する調査」の結果

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

1. はじめに

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、重要な役割を果たしている。

一方で、建設業就業者は年々減少傾向にあり、その年齢構成を見ると、他産業に比べ高齢化が進行している。また、令和 6 年 4 月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されたこと等からも、持続可能な建設業に向けては担い手の確保が不可欠であり、そのための働き方改革を推進することが重要である。

時間外労働を削減するには、週休 2 日の実現が有効と考えられる。一方で建設工事では、発注者、元請業者、下請業者など、関係者が多数に及ぶことから、一事業者の自助努力だけでは週休 2 日を実現することが難しい面もあるため、建設工事全体で工期の適正化に取り組んでいく必要がある。

国土交通省では、「工期に関する基準」（令和 2 年 7 月中央建設業審議会決定）の周知や発注者団体への働きかけを行っている。この基準は、「適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体

であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準」と位置付けられており、国土交通省は、この基準の周知徹底を図るとともに、個々の工事において著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結することを求めている。

さらに、令和 6 年 3 月には、時間外労働規制の遵守の徹底を図るべく、この基準の見直しを行った。具体的には、受発注者の責務として、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りの提出とその尊重を明記するとともに、工期設定の際の考慮事項として、猛暑日における不稼働の明確化など、拡充を実施した。

働き方改革の推進にあたっては、こうした「工期に関する基準」の周知・徹底に加え、より詳細に業界の実態調査を実施し、改善策を検討する必要があると考える。

今般、建設工事における工期設定等の実態について、「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和 5 年度）」を実施したので、その結果の概要を示す。

2. 調査概要

(1) 調査対象

〔建設企業〕 建設業法第 27 条の 37 の規定に基づ

く届出団体の各団体会員企業
〔民間発注者〕 不動産，運輸・交通，住宅業界等
の民間企業

(2) 調査時点

令和 6 年 1 月 1 日時点（令和 4 年 12 月以降に
請け負った工事）

(3) 調査項目

主に民間工事について，工期設定にあたっての
受注者間の協議の有無／工期の適正性／工期変更
の理由／工期変更に伴い増加した工事費の負担／
休日の取得状況／働き方改革・生産性向上に向け
た取組など

(4) 回答企業数

〔建設企業〕 1,302 社 〔民間発注者〕 102 社

3. 調査結果の概要

(1) 建設業における時間外労働時間について

労働基準法では，労働時間の限度を原則 1 週
40 時間，1 日 8 時間（法定労働時間）以内と定め
ている。また，時間外労働については，原則とし
て月 45 時間，年 360 時間（限度時間）以内，臨
時的な特別な事情があって労使が合意する場合で
も年 720 時間，単月 100 時間未満，複数月平均
80 時間以内，限度時間を超えて時間外労働を延
長できるのは年 6 カ月が限度とされている。令和
6 年 4 月以降は，建設業においても災害時におけ
る復旧及び復興の事業を除き，時間外労働の上限
規制が原則どおりに適用され，週休 2 日の確保な
ど長時間労働の是正に向けた働き方改革のさらな
る徹底が急務となっている。

今回の調査では，建設工事の施工管理等を行う
技術者と現場で建設工事の直接的な作業を行う技
能者に分けて，建設工事従事者における時間外
（残業）時間の実態について，集計を行った。限
度時間である月当たり残業時間 45 時間を年平均

で超えている建設業者は，技術者の場合は 14.9%，
技能者の場合は 9.0% となり，技術者の方が技能者
と比べて残業時間が長い傾向にあることが分かっ
た（図－1）。

また，月当たり平均残業時間が 100 時間を超え
ているとの回答も見受けられ，罰則付き時間外労
働上限規制の適用後においても，働き方改革のさ
らなる普及・促進が必要と考えられる（図－1）。

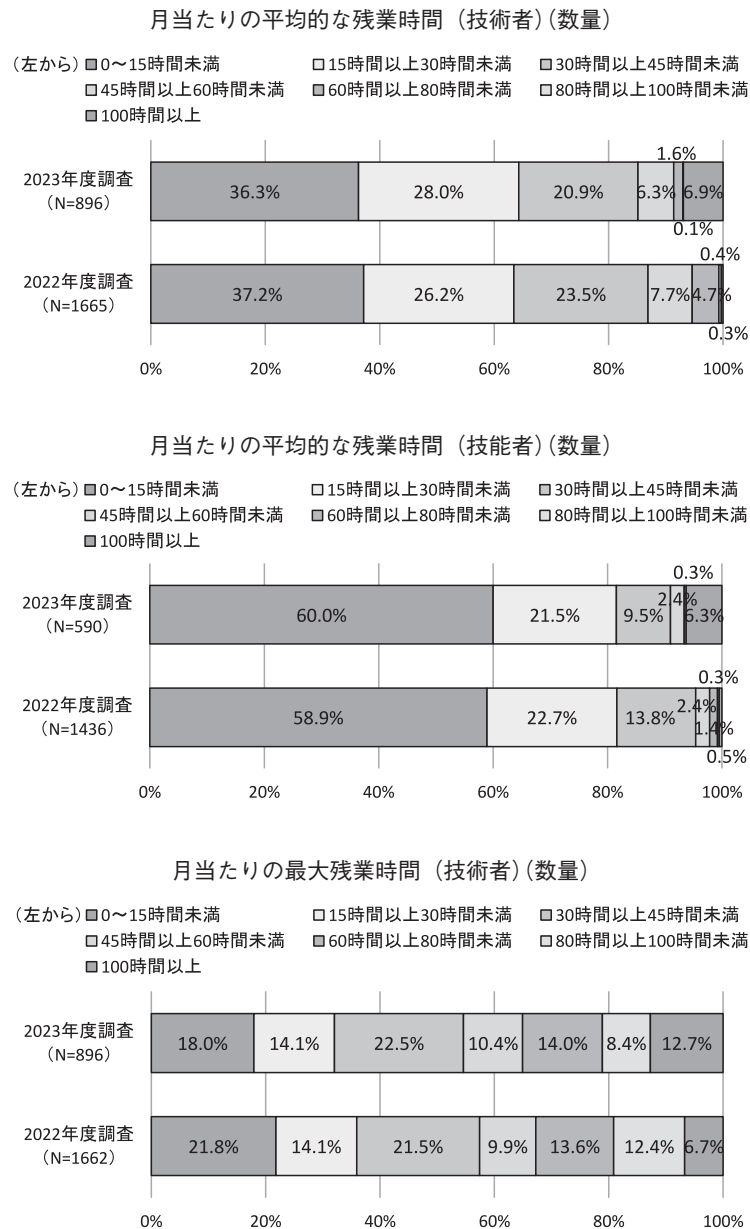
加えて，調査時点ではまだ猶予期間であった上
限規制に対し，特別条項を超過する「技術者がい
る」と答えた企業は 17.2%，「技能者がいる」と
答えた企業は 4.7% に上った（図－2）。

(2) 工期設定の状況について

建設工事従事者の長時間労働の一因として，建
設工事において通常必要と認められる期間と比べ
て短い工期での請負契約が締結されることが上げ
られる。そのため，建設工事の請負契約を締結す
る際には，長時間労働や週休 2 日の確保が難しい
ような期間での工期となることのないよう，受発
注者間及び元下間において，適正な工期を設定す
ることが必要である。

特に，建設業においては，週休 2 日が確保でき
ていない場合が多く，短い工期による建設工事が
存在していると考えられる。調査結果では，平均
的な休日の取得状況に関し「4 週 8 休以上」とす
る割合は，技術者は前年度に比べ 9.5 ポイントの
増加，技能者は 14.8 ポイントの増加など改善傾
向が見られたものの，全体の 2 割程度にとどまっ
た。一方で両者とも最も多い回答は「4 週 6 休程
度」であり，技術者・技能者ともに，4 週 8 休（週
休 2 日）の確保ができていない場合が多い（図－
3）。

また，当該調査項目について，「公共工事の受
注がほとんど」の企業の回答と，「民間工事の受
注がほとんど」の企業の回答とを比べた場合，公
共工事の方が，「4 週 8 休以上」の割合が高い。
国土交通省直轄工事においては，原則全ての工事
を対象として，週休 2 日を確保できるよう実施し
ているほか，地方公共団体に対しては，週休 2 日



図－1 建設業における平均残業時間（上下：技術者，中：技能者）¹⁾

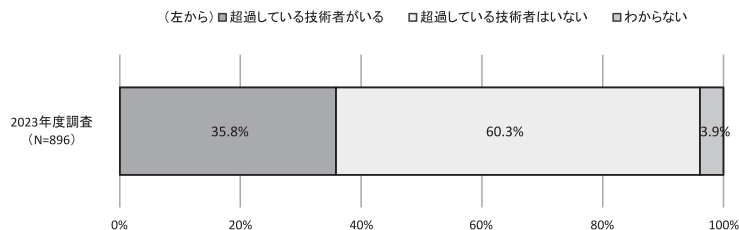
の確保を考慮した適正な工期の設定に努めるよう働きかけている結果が一定程度反映されたものとうかがえる（図－3）。

今回の調査では、民間工事における最終的な工期の設定方法について集計した。最終的な工期の設定方法は、「注文者の意向を優先し協議は依頼しないことが多い」、「注文者の意向が優先され、協議は依頼しても応じてもらえないことが多い」または「注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い」との回答が前年より11.0ポイント減少し、36.6%を占める結果となった（図－4）。

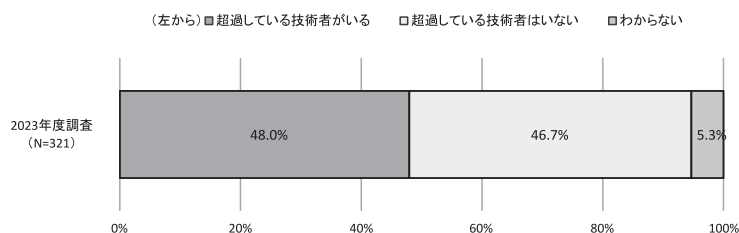
建設工事の各工程に遅れを生じさせるような事象等について、受注者から発注者に報告があった場合には、受発注者間で工期の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責めに帰すべきもの、受注者の責めに帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責めに帰すことができないものであるかを特定した上で、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うことが必要である。

今回、受発注者間の協議の有効性を調査するべく、当初発注者から提示された工期の適切さと協議が行われた後の工期の適切さを比較した。その結果、実際に変更協議が行われた場合には、「妥

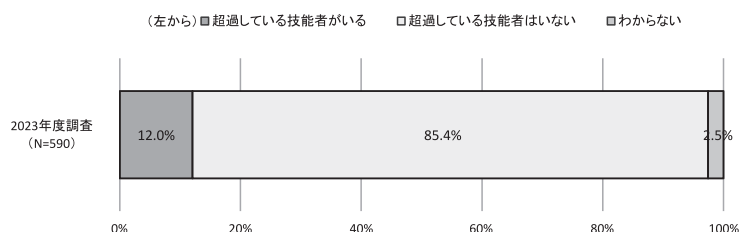
法定の時間外労働の上限と比較した場合の時間外労働の状況（技術者）



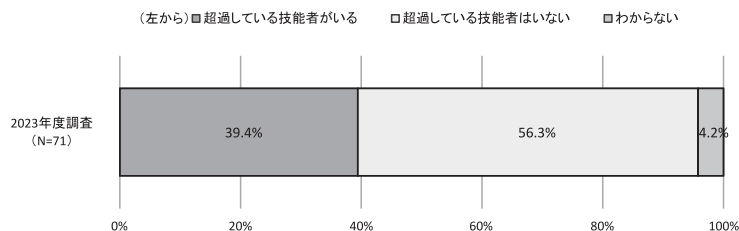
特別条項と比較した場合の時間外労働の状況（技術者）



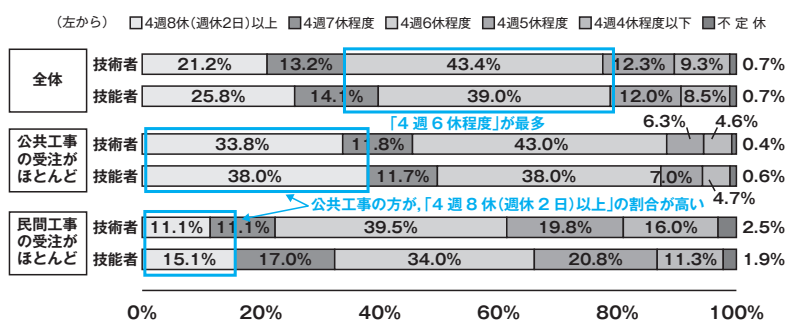
法定の時間外労働の上限と比較した場合の時間外労働の状況（技能者）



特別条項と比較した場合の時間外労働の状況（技能者）(SA)



図－２ 建設業における平均残業時間（上２図：技術者，下２図：技能者）¹⁾



図－３ 平均的な休日の取得状況

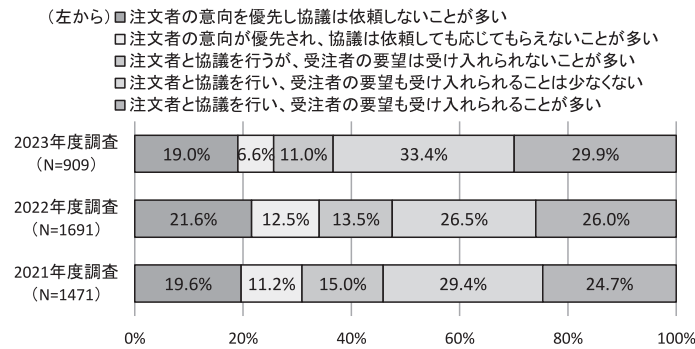
出典：「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和５年度）」結果より国土交通省作成

当な工期」や「余裕のある工期の工事」の割合が多くなる傾向が見られた（図－５）。

このような、工期不足が生じた際における受発

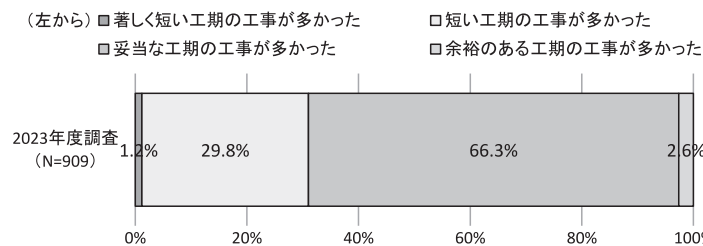
注者間での協議や、契約変更による工期の延長は望ましい取組であるが、一方で受注者が早出・残業や土日・祝日出勤により施工時間を延長する

工期の設定方法

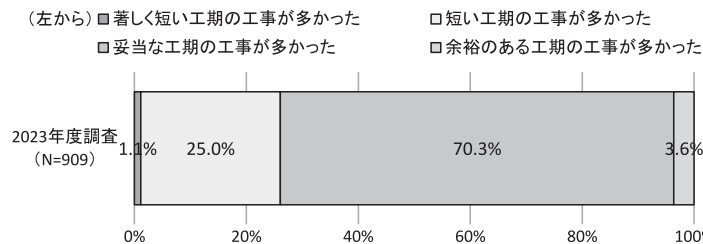


図－4 工期設定の状況¹⁾

工期の長さは適切か【はじめに提案した（された）工期】

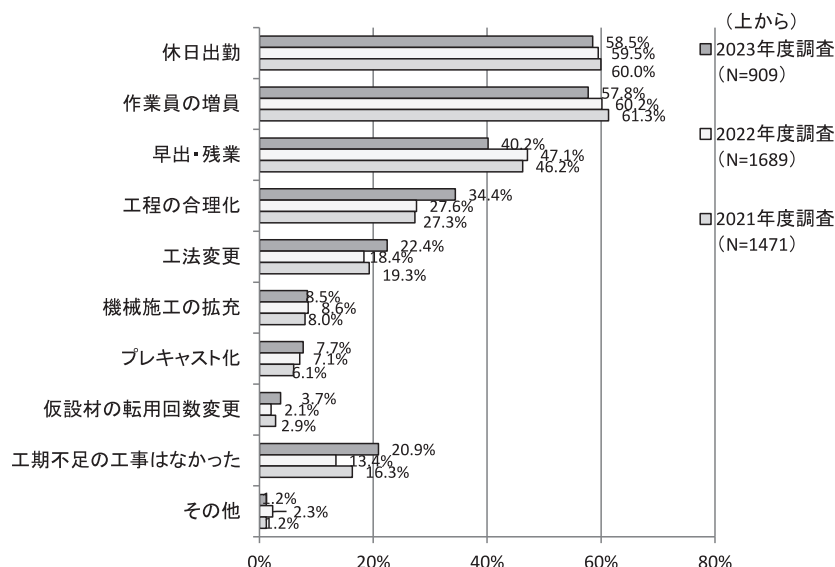


工期の長さは適切か【最終的な工期】



図－5 協議前後の工期の適切さ（上：協議前，下：協議後）¹⁾

工期不足に対応するために実施したこと



図－6 工期不足に対応する取組

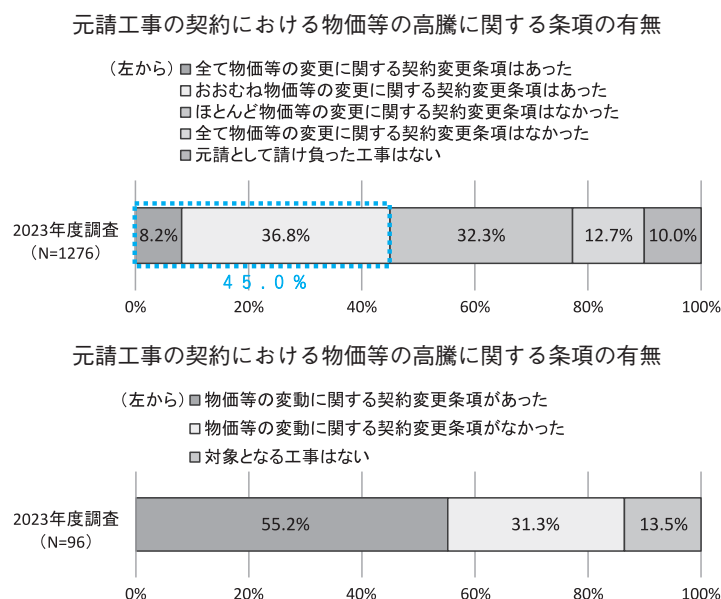


図-7 変更契約条項の有無 (上: 建設企業, 下: 民間発注者)¹⁾

等, 必ずしも働き方改革に資するとは限らない対応が取られている場合も見られる。

今回の調査では, 工期不足に対応する取組として, 作業員の増員や工法変更, 工程の合理化などさまざまな対応が取られているものの, 休日出勤に関する回答が最も多く, 全体の約6割を占めるとの結果となった(図-6)。

(3) 資材価格高騰への対応状況について

労務費, 原材料費, エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保に向けては, 請負契約の締結にあたって, 建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に係る規定や工期の変更に係る規定を適切に設定・運用するとともに, 契約締結後においても必要に応じて協議を実施する等, 適切な対応を取ることが必要である。

本調査では, 昨今の資材価格高騰の状況を踏まえ, 請負代金の物価等の変動に関する契約変更について調査を行ったところ, 建設企業においては請負代金の契約変更条項がある請負契約は全体の45.0%との結果が得られた。

一方で, 電力・鉄道・住宅・不動産等の業界大手の民間発注者を対象としたアンケートでは, 半数以上で契約変更条項を含むという結果が見られた(図-7)。

4. おわりに

建設業は年間出勤日数, 実労働時間ともに全産業と比べて依然多い状況にある。国土交通省としては, 今回の調査結果も踏まえ, 建設業における働き方改革をより一層強力に推進し, 建設業が魅力的な産業として若者から選ばれ, 持続的に発展していくことができるよう, 強い覚悟を持って取り組んでまいります。

※調査結果掲載場所(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00064.html

【引用文献】

- 1) 国土交通省ホームページ, 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度)」結果